

論 説

労協法が成立

若い世代に啓発しよう

4日成立した労働者協同組合

法(労協法)は、「協同労働」

関係者の尽力を多としたい。

新法の意義の第1は「協同労働」という就労を法的に認知

し、働き方の選択肢を増やすこ

とである。自営、雇用労働のほ

かに、仲間とともに組合をつく

り、自分たちで経営しながら働

くというスタイルが生まれる。

組合員の意思が運営に反映され

やすいので、例えば、ハンディ

キャップのある人たちが集まっ

て組合をつくり、やりやすい形

で働くといったこともできる。

「誰一人取り残さない社会」を

目指す国連の持続可能な開発目

標(SDGs)と親和性の高い

労働者協同組合

協同組合関係の新法は、19

78年制定の森林組合法以来42

年ぶり。関係者が法制化運動を

始めて約30年がかりで実現し

た。労協法は全会派一致の議員

立法であり、立法府の存在感を

示す形になった。137条にわた

る長文の議員立法は珍しく、

働き方と言え

第2は、簡単に組合をつくれ

る点だ。基本的に5人集まれば

届け出制で設立できる。企業組

合やNPOのように所管庁の認

可・認証の手続きが要らない。

業種に制限のあるNPOと違っ

て、労働者派遣事業以外はどん

な業種でもできる点も有利だ。

一方で、ブラック企業に悪用さ

れないよう、組合と組合員との

間で労働契約を締結することを

義務付け、労働者保護にも配慮

している。

第3は、非営利団体に位置づ

けられたことで、地方自治体と

連携しやすい点だ。業務委託の

入札の際に他の団体より不利に

ならないだけでなく、多様な住

民ニーズに対応した事業づくり

といった面で自治体と組みやす

くなる。期待されるのは地方、

過疎地域での仕事起こしであ

る。後継者のいない中小零細事

業の「継業」、子育てや高齢者

ケアといった公共性の高い分野

で新法を活用してほしい。

その点から強調したいのは、

地方移住を考えている若い世

代、地方で起業したい人たちに

こそ、この法律を広く周知する

ことである。「新しい酒は新し

い革袋に盛れ」のことわざもあ

る。協同労働は利益追求より持

続性、つながり、環境、価値観

などを重視する人たちに向く。

組合といっても事業体であるこ

とには変わりがない。経営力次

第だが、持続性の高い事業体に

育つ可能性は十分にある。

農業やJA活動のてこ入れに

生かせる可能性がある。集落管

農、女性部の助け合い組織、直

売所の出荷組織、加工組織など

の任意団体だ。JA職員OBが

地域で仕事づくりに関わる際に

も有効だ。JAがこうした「小

さな協同」を応援することで、

地域の活性化に貢献できる。自

分たちのこととして、この法律

を学習してもらいたい。